

令和3年5月11日

保育施設等
施設長 各位

石垣市長 中山 義隆
〔公 印 省 略〕

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、新規陽性者数の急増から、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、5月9日にまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年5月12日から令和3年5月31日まで」と変更することが決定されました。

また、沖縄県では対策の強化を図るため、5月31日まで期間を延長し、まん延防止等重点措置区域に石垣市が追加されました。

沖縄県の警戒レベルは最高の第4段階にあり、石垣市においてもコロナ感染者が増加傾向にあることから、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

○「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策期間

5月12日（水）～5月31日（月）

○取り組み事項例

- 1 幼児保育施設では、手洗い、うがい、マスク、消毒等の健康管理及び密室となる状況をつくらない等の安全な環境づくりを徹底してください。
- 2 幼児保育施設において、当分の間、検温実施及びチェック表での記録を確実に実施してください。
 - ・家庭での検温と登園前の検温徹底及び記録をつける。
 - ・登園前に検温をしていない場合は、検温をしてから入室する。
- 3 沖縄本島や県外（海外を含む）への不要不急の往来は自粛するとともに、島外渡航後の1週間は家族以外の方との会食は控えてください。
- 4 幼児だけではなく、周囲への感染防止として、家庭、保育関係者を含め以下のことを遵守してください。
 - ・人が多く集まるイベント等の自粛。
 - ・不要不急の外出を自粛。
 - ・観光客が大勢出入りする商業施設や飲食店、遊技場の出入りは自粛する。
 - ・密室となる場所や人が密集する場所での飲食は極力控える。

※上記の事項以外にも有効な感染予防対策の取り組みにご協力ください。